

事 務 連 絡

平成 22 年 11 月 11 日

各厚生労働大臣認可

水 道 事 業 者
水道用水供給事業者

 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

細菌性赤痢菌患者の広域散発発生にかかる
水道における衛生上の措置の徹底等について

日頃より、水道行政の推進につきましてはご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今般、別添のとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定による細菌性赤痢患者の届出数の増加及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第3項の規定に基づく細菌性赤痢による食中毒患者等の報告を受け、厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬食品局食品安全部監視安全課から都道府県等衛生部局宛に、同一の汚染源によると疑われる広域・散発的な細菌性赤痢患者が発生を受けた感染症及び食中毒に係る調査等の対応依頼に関する事務連絡が発出されたところです。

細菌性赤痢については、水を感染媒体とするおそれがあることから、水道についても衛生管理の徹底を図ることが重要です。つきましては、都道府県等衛生部局と細菌性赤痢患者の発生状況の情報の共有化を図りつつ、下記により水道における衛生上の措置の徹底等に万全を期されるようお願いいたします。

記

1. 細菌性赤痢等による感染症を防止するため、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事しているもの及びその構内に居住するものは、水道法第 21 条に規定する健康診断を実施する必要があり、同法施行規則第 16 条に規定するとおり、定期の健康診断を概ね 6 箇月ごとに確実に実施するとともに、健康診断対象者が細菌性赤痢等の感染症に罹患若しくは罹患するおそれが生じた場合には、臨時の健康診断を速やかに実施するようお願いいたします。

また、細菌性赤痢等の感染症の患者又は無症状病原体保有者については、感染症を公衆に蔓延させるおそれがあるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 2 項の規定により就業制限するようお願いいたします。

2. 細菌性赤痢等の病原生物による水道水の汚染を防止するためには、水道法第 22 条に規定する消

毒その他衛生上の措置を徹底することが重要であり、特に同法施行規則第 17 条第 1 項の規定により、給水栓における水の残留塩素が保持されるように塩素消毒をすることが重要です。適宜、次亜塩素酸ナトリウム等の塩素注入設備の点検を行い、塩素の実注入量を確認する等の措置を講じるとともに、給水栓における水の残留塩素が確実に保持されていることを水道法施行規則第 15 条第 1 項の規定による検査により毎日確認するようお願いいたします。

3.「飲料水健康危機管理実施要領について(平成 14 年 6 月 28 日健水発第 0628001 号水道課長通知)」に基づき、飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生があった場合には、当室宛に連絡をお願いいたします。

以上